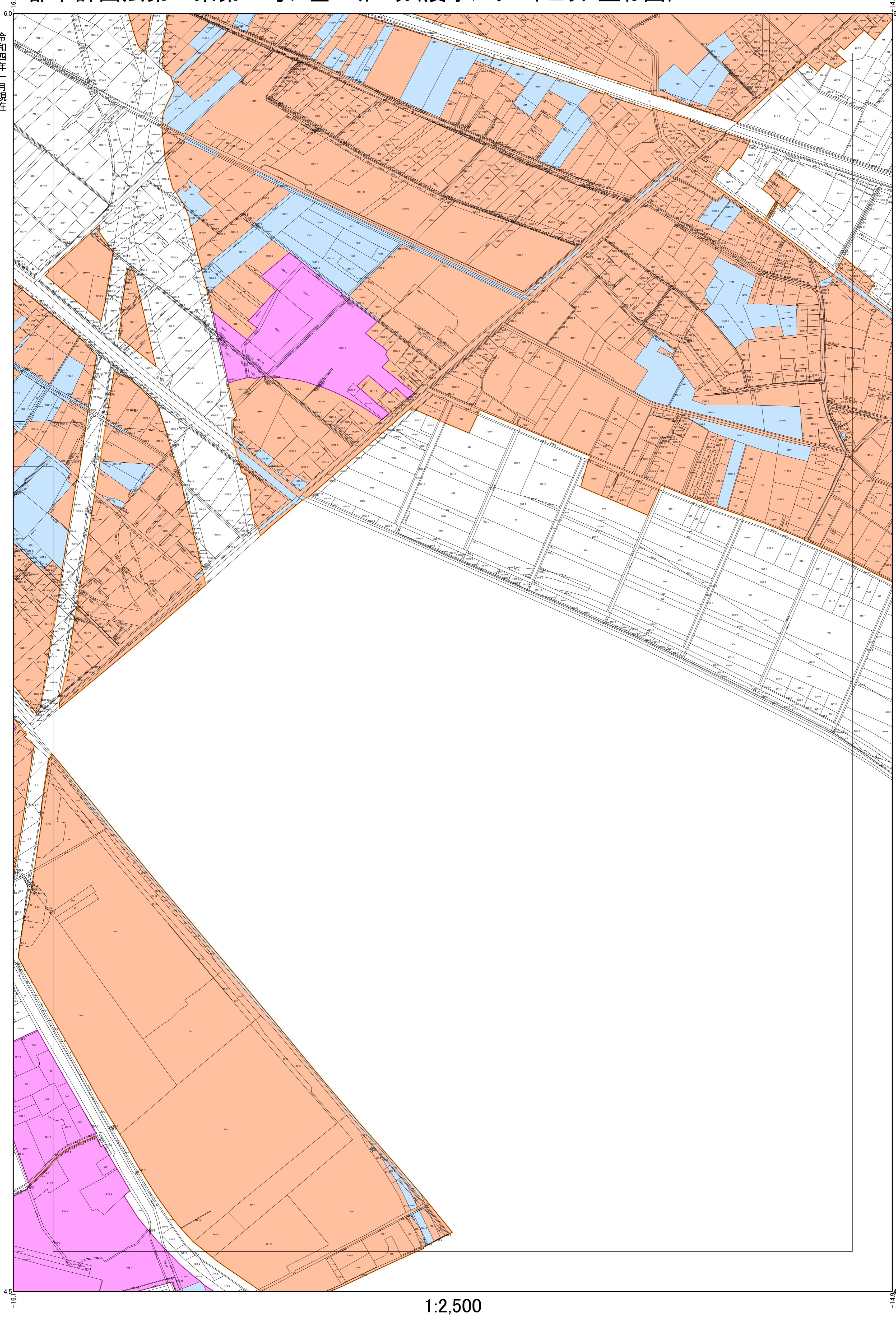
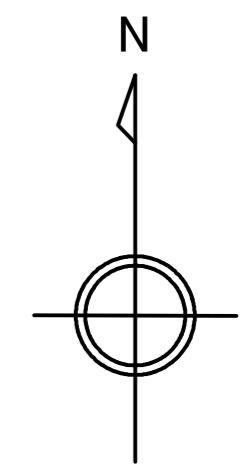


久喜市
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No41L

令和四年一月現在



32	33	34
40	41L	42
45	46	



凡例

	条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m ² が適用される区域)
	条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m ² が適用されない区域)
	【流通業務施設】 条例第5条第1項に基づく土地のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第3条第2項第1項に規定する施設の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理及び清掃に供する施設のうち、建築基準法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。ただし書きの規定により許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
	【工業施設】 条例第5条第1項に基づく土地のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する施設の処理及び清掃に供する施設のうち、建築基準法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物、金属の荷物又は機械の事業を営む工場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する施設の用に供する施設のうち、建築基準法第5条第1項に規定する許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
	【商業施設】 条例第5条第1項に基づく土地の区域、ただし、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する施設の処理及び清掃に供する施設のうち、建築基準法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法第2(4)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。 (1)小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000m ² 未満のものに限る。(2)において同じ。)(2)小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設(当該用途に供する部分の面積の合計が10,000m ² 未満のものに限る。)
	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第2.9条の9第1号又は第7号(第1項第1項の号口に限る。)に該当する区域 (利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の指定浸水深が3m以上である土地の区域)

1:2,500

0 100 200 300 400 500m